監査結果公表第６号

行政監査結果報告について

地方自治法第１９９条第２項の規定に基づき、一般行政事務の執行について監査をしたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和　６年　２月　９日

四日市市監査委員　加　藤　　　光
同　　　　　　　　樋　口　　　孝
同　　　　　　　　竹　野　兼　主
同　　　　　　　　中　川　雅　晶

第１　監査の概要

１　監査の種類　　　　行政監査

２　監査のテーマ

公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター　解散後の引継状況について

３　監査の目的

令和４年３月３１日をもって解散・令和４年１２月に清算結了となった公益財団法人三重北勢地場産業振興センターについて、四日市市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）第４条第１項第２号に定める目的に照らし、市への引継状況の監査を実施する。

＜参考＞

四日市市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第４条　監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

(2)　行政監査（法第１９９条第２項）　事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

４　監査の対象

公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター解散後の引継状況において、財産等を引き継いだ商工農水部商業労政課を対象に、監査を実施した。

５　監査の実施場所及び監査期間

実施場所　　　　四日市市地場産業振興センター　研修室１

監査期間　　　　令和６年１月２６日

６　監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター解散後の引継にかかる事務についてその内在するリスクを想定したうえでリスクへの対応策が講じられた（講じられている）か、引き継いだ後の課題の把握や対応の状況がどうか等について、監査対象所属に対し、必要に応じて関係書類や資料の提出を求めるとともに、監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取などの方法により監査を実施した。

第２　監査対象の概要

１　公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター（以下、「財団」という。）の解散にいたる経緯

昭和６０年に財団法人を設立して以来、目的とする三重県北勢地域における地場産業の健全な育成及び発展に邁進してきたが、平成２５年の国の制度改革による公益財団法人への移行による制度上の制約もあり、厳しい経営状況がさらに悪化し、財団が目指す「地域ブランド」を達成するうえで支障が生じ始めた。そのような中で、理事会、評議員会の開催の度に、予算・決算などの審議に合わせて経営状況などを説明して意見を伺い財団のあり方を検討してきた結果、令和２年度末には一般正味財産が枯渇することや、公益財団法人としての法的制約や当財団の厳しい財務状況を考慮すると、財団が目指す目的を達成するためには、令和３年度末をもって財団を解散し、公益認定基準の制約がなく総合的に施策が推進できる地方自治体（四日市市）へ財産を処分して運営するのがもっとも望ましいとの結論となった。また、財産を受け取った後の市の運営方針については、これまでの理念をもとに、北勢地域の地場産業を支えるとともに新たな事業展開を行うことが示された。

その後、令和３年３月２７日に開催した評議員会において、財団の存続期限（令和４年３月３１日）や残余財産の帰属先（四日市市）及び基本財産（出捐金、土地・建物）の処分が承認され、令和４年３月３１日をもって財団の解散に至った。

第３　監査の着眼点

１　想定されるリスクからの着眼点

財団解散後の引継にかかるリスクについて、監査資料や担当職員に対するヒアリングなどから把握し、次のとおり監査の着眼点を設定した。

（１）財団から引き継いだ財産は、公有財産台帳や備品台帳に適切に反映されているか。

（２）解散前に財団が抱えていた課題について、解決してから引継ぎ、または課題も合わせて引き継いで対応しているか。

（３）解散前に財団が提訴していた係争案件について、引継ぎ時には裁判が確定され解決されていたのか。

（４）財団は、多くの加盟団体からの出捐金により設立されていたが、清算時の残余財産はすべて四日市市に無償譲渡されることとなった。このことについての事務手続きは適正に行われたか。

２　３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第４　監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、リスク発現の可能性があるものなどが見受けられた。今後、同様の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、本件について引き続き行われる事務については、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1　想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

（１）財団から引き継いだ財産は、公有財産台帳や備品台帳に適切に反映されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△　引継ぎの際に、公有財産についてはすみやかに管財課に報告書を提出して公有財産台帳に反映させ、備品及び寄贈品についても、各々備品台帳や寄贈品台帳に登載している。その後、公有財産には変動はなく、備品の更新による除却及び取得は適宜反映している。ただし、工作物として引き継ぐものとそうでないものの整理が不十分であった。

意　見

　工作物として引き継ぐものとそうでないものについて改めて基準を確認し、状況を精査しておくこと。時間が経過するほど、事実が不明確になる懸念があるので、できるだけ迅速に整理しておく必要がある。

（２）解散前に財団が抱えていた課題について、解決してから引継ぎ、または課題も合わせて引き継いで対応しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　財団が解決すべき課題は、財団で解決した上で、財産の寄付を受けたものである。地場産業振興といった共通の目的については、市の直営施設、直営事業としてあらためて対応を検討し、取り組んでいる。

（３）解散前に財団が提訴していた係争案件について、引継ぎ時には裁判が確定され解決されていたのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　被告側が上告した「建物明渡請求事件」については、令和３年１０月８日付けで不受理決定されて裁判が確定し、「立替金請求事件」については、被告側が控訴しなかったことにより令和３年１０月１８日に裁判が確定した。その後、立ち退きや原状回復など、すべて解決された状態で解散、市への引継ぎが行われた。

（４）財団は、多くの加盟団体からの出捐金により設立されていたが、清算時の残余財産はすべて四日市市に無償譲渡されることとなった。このことについての事務手続きは適正に行われたか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　従前の公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター定款において、残余財産の帰属については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、類

似の事業を目的とする他の公益法人など又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする旨が定められているのみであったが、これを、評議員会に諮り、残余財産は四日市市に贈与するものとする規定に改められていた。その上で、出捐金は取り崩して経常収益に充当し、土地、建物など残余財産を四日市市に無償譲渡することが評議員会で承認されていた。

２　３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意　見

①　今後の施設運営、活用策などあり方の方向性について【経済性の視点、効率性の視点、有効性の視点】

ア　令和４年度から、近鉄四日市駅周辺で計画している中心市街地拠点施設整備との連携も視野に入れながら、新たな産業拠点施設としての活用策を具体的に検討しているとのことである。直営化の利点や近鉄四日市駅に近い立地の良さを生かしつつ、求められる機能やあるべき姿を研究し、学生などの若年層の利用促進にもつながるような新たな事業展開に取り組むこと。

イ　現在、民間の２団体に対し、部屋及び駐車場の行政財産目的外使用許可を通年で与えている。これらについて、制度の趣旨への適合性などを必要に応じて点検するとともに、立地の良さなども考慮して、賃貸借契約による収入増の方策など、経済的な視点からも検討を行うこと。